

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給制度の創設 に伴う指定医・指定小児慢性特定疾病医療機関制度の創設		府省名	厚生労働省
根拠となる法令	■法律	□政令	□府省令	□告示
	児童福祉法			
規制の区分	■新設等		□緩和	□廃止

点検項目	評価の実施状況					課題
① 規制の目的、内容及び必要性	■説明あり	□説明なし				
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし
	④ その他の社会的費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし
	⑤ 便益の分析	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	■定性的な分析	□分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	□設定あり	□想定される代替案なし		■設定なし	※
	⑧ 代替案との比較	□費用・便益で比較	□費用で比較	□便益で比較	■比較なし	
⑨ レビューを行う時期又は条件	■設定あり	□設定なし				

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「保険医、保険医療機関であれば、診断書の作成や医療費助成の対象となる医療を行えることとする。」と記載しているがこれはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 厚生労働省の説明

想定し得る代替案は存在せず、参考として記載したものである。